

実施概要

1. 本会の名称

日本緑内障学会 ライトアップ in グリーン実行委員会

2. 後援

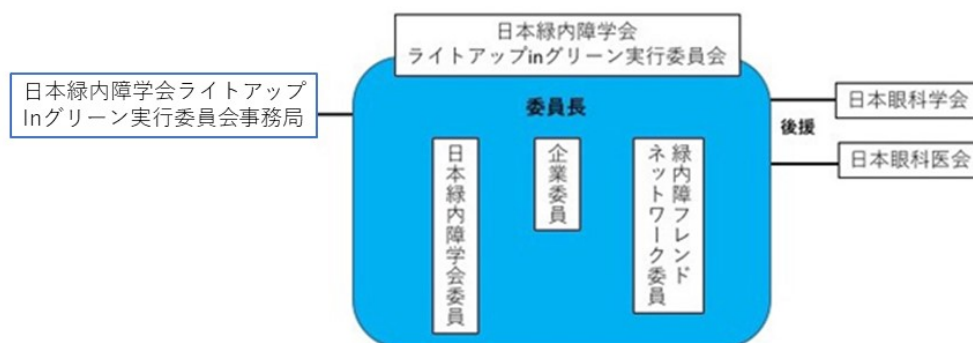
公益財団法人 日本眼科学会

公益社団法人 日本眼科医会

3. 目的

世界緑内障週間にライトアップin グリーン運動を行い「緑内障の認知・理解」と「緑内障発見のための受診の重要性認識」を国民に啓発することを目的とする。

4. 日本緑内障学会 ライトアップin グリーン実行委員会 組織の概要



5. 会則

■第1条 名称と構成

本会は「日本緑内障学会 ライトアップ in グリーン実行委員会」と称し、日本緑内障学会、緑内障フレンドネットワークおよび参画企業の担当者によって構成される。

■第2条 事務局

本会の事務局は、「日本緑内障学会 ライトアップ in グリーン実行委員会」とし、以下におく。
〒507-0033 岐阜県多治見市本町3-101-1 クリスタルプラザ多治見4F
電話/FAX 0572-24-5505 E-mail: jgs.wgw@gmail.com

■第3条 目的

緑内障の啓発を目的に世界緑内障連盟 (World Glaucoma Association)が制定した世界緑内障週間に、我が国においても「緑内障の認知・理解」と「緑内障早期発見のための眼科受診の重要性認識」「緑内障治療継続の重要性認識」を、ライトアップ in グリーンイベントを通じて国民に啓発する。

■第4条 委員会の運営

1. 本事業の運営は、委員会を組織する各団体の委員によって構成される。
2. 委員会は以下の委員で構成される。また、必要に応じて委員長から指名を受けたものにも参加協力を得られるものとする。

緑内障学会から3名、緑内障フレンドネットワークから1名、参画企業から若干名

3. 委員会は以下の事項を議決し、必要事項を総会にて承認を得るものとする。
 - (1) ライトアップin グリーンイベントの企画立案、実施、評価に関する事項
 - (2) ライトアップin グリーンイベントの費用に関する事項

■第5条 会議

1. 日本緑内障学会 ライトアップ in グリーン実行委員会は、年1回以上開催され、委員総数の1/2以上の出席を持って成立する。
2. 議事は、出席の過半数の賛成をもって可決成立する。

■第6条 細則

本規約に定めるものの他、ライトアップ in グリーンイベント実行運営に関して必要な事項は、緑内障学会の委員によって、別に定めることができる。

附則:この規約は2018年4月19日から施行する。